

平成21年度 第2回

# 大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：平成22年2月4日（木）

午後1時30分～午後3時30分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

大阪府新別館北館「多目的ホール」

# 議 題

## 【審議案件】

- 議第 278 号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について
- 議第 279 号「北部大阪都市計画下水道の変更」について
- 議第 280 号「北部大阪都市計画土地区画整理事業の変更」について
- 議第 281 号「北部大阪都市計画土地区画整理事業の変更」について
- 議第 282 号「東部大阪都市計画道路の変更」について
- 議第 283 号「東部大阪都市計画道路の変更」について
- 議第 284 号「東部大阪都市計画下水道の変更」について
- 議第 285 号「南部大阪都市計画用途地域の変更」について
- 議第 286 号「南部大阪都市計画緑地の変更」について
- 議第 287 号「大阪都市計画道路の変更」について

## 【報告案件】

- みどりの大阪推進計画について
- 大阪府国土利用計画（第四次）の素案について
- 都市計画区域マスタープランの改定について

平成21年度 第2回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ 経 験 の 者	岡田 憲夫	京都大学教授	出	会長
2		小林 潔司	京都大学教授	出	会長代理
3		松室 猛	地方行政研究会会長	出	
4		児島 亜紀子	大阪府立大学教授	欠	
5		溝畑 朗	大阪府立大学教授	出	
6		嘉名 光市	大阪市立大学准教授	出	
7		荻田 緋佐子	大阪商工会議所女性会参与	欠	
8		西村 多嘉子	大阪商業大学教授	出	
9		赤津 加奈美	弁護士	出	
10		井川 勝巳	大阪府農業会議会長	欠	
11		増田 昇	大阪府立大学教授	出	
12		新田 保次	大阪大学教授	欠	
13	関係行政機関 の 職 員	塚本 和男	近畿農政局長	出	代理:農村振興課長 田部 健一
14		深野 弘行	近畿経済産業局長	出	代理:地域開発室長 高瀬 幸子
15		上総 周平	近畿地方整備局長	出	代理:復興事業調整官 佐古 康廣
16		原 喜信	近畿運輸局長	出	代理:交通企画課長 浪越 祐介
17		植松 信一	大阪府警察本部長	欠	
18	府 議 会 議 員	大島 章	府議会議員(自民)	出	
19		西田 薫	府議会議員(自民)	出	
20		西野 修平	府議会議員(自民)	出	
21		上の 和明	府議会議員(民主)	出	
22		品川 公男	府議会議員(民主)	出	
23		大山 明彦	府議会議員(公明)	出	
24		谷口 昌隆	府議会議員(公明)	出	
25		堀田 文一	府議会議員(共産)	出	
26	市町村の長を 代表する者	倉田 薫	大阪府市長会会長	欠	
27		中 和博	大阪府町村長会会長	欠	
28	市町村議会の 議長を代表 する者	木ノ本 寛	大阪府市議会議長会会長	出	
29		廣谷 武	大阪府町村議会議長会会長	欠	
30	大阪市長及び 大阪市会議長	平松 邦夫	大阪市長	出	代理:大阪市副市長 森下 暁
31		舟戸 良裕	大阪市会議長	出	代理:計画消防委員長 福島 真治

※ 委員31名中23名出席

平成21年度 第2回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	茨木市副市長	山本 正治	議第278号、議題280号	出
2	大阪市計画調整局長	北村 英和	議題287号	出

平成21年度 第2回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	井上章	欠	
2	都市整備部技監	村上毅	出	
3	都市整備部次長	小山保彦	欠	
4	都市整備総務課長	中村大介	欠	
5	事業管理室長	石橋洋一	欠	
6	総合計画課長	梶山善弘	出	臨時幹事:総合計画課参事 池田 一郎 臨時幹事: " 松本 広司
7	市街地整備課長	武井道郎	出	
8	交通道路室長	竹内廣行	※	臨時幹事:道路環境課長 青木 誠
9	河川室長	田中義宏	※	臨時幹事:河川整備課主査 中谷 亮治
10	下水道室長	大屋弘一	出	
11	公園課長	大槻憲章	出	
12	港湾局長	中尾恵昭	欠	
13	住宅まちづくり部長	吉田敏昭	欠	
14	住宅まちづくり部技監	佐野裕俊	欠	
15	住宅まちづくり部理事	小川哲治	出	
16	住宅まちづくり部次長	九鬼康夫	欠	
17	居住企画課長	山下久佳	※	臨時幹事:居住企画課参事 川上 隆
18	建築指導室長	中嶋俊行	出	
19	住宅経営室長	横小路敏弘	出	
20	危機管理室長	飯尾慎太郎	欠	
21	企画室長	山地英彦	※	臨時幹事:企画室主査 里村 征紀
22	市町村課長	手向健二	欠	
23	福祉総務課長	里中亨	欠	
24	健康医療総務課長	植田剛司	欠	
25	環境衛生課長	桐山晴光	欠	
26	商工労働総務課長	田中精一	欠	
27	みどり・都市環境室長	田川静一	出	
28	循環型社会推進室長	福原裕	欠	
29	環境管理室長	内藤昇	※	臨時幹事:環境保全課長 山本 達也
30	農政室長	川崎英人	※	臨時幹事:農政室整備課長 北宅 久友
31	水道部経営企画課長	清水豊	※	臨時幹事:経営企画課副主査 中條 健二
32	教委事務局教育総務企画課長	藤井睦子	欠	
33	教委事務局施設課長	田中稔崇	欠	
34	教委事務局文化財保護課長	野口雅昭	※	臨時幹事:文化財保護課主査 竹原 伸次
35	府警本部交通規制課長	宮田敏彦	出	
36	タウン推進室整備課長	高村正則	出	臨時幹事

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

平成21年度 第2回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	豊中市都市計画課長	柿本 昇一	議第279号	出
2	豊中市都市計画課係長	東良 博之		出
3	茨木市都市整備部長	大塚 康央	議第278号、議第280号	出
4	東大阪市都市整備部参事	澤田 恭治	議第282号	出
5	柏原市都市計画課長	米澤 政一	議第283号	出
6	交野市都市整備部参事	平井 正喜	議第284号	出
7	交野市都市計画課長	藤重 章		出
8	泉南市都市整備部長	池上 安夫	議第286号	出
9	泉南市都市整備部参事兼都市計画課長	土井 聡		出
10	田尻町環境事業部長	小池 俊治		出
11	田尻町都市政策課長	寺島 潔		出
12	大阪市計画部長	佐藤 道彦	議第287号	出
13	大阪市都市計画担当課長	角田 悟史		出

# 目 次

1 開会.....	1
2 会長の選任及び会長職務代理者の指名について.....	2
3 議第278号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について 議第280号「北部大阪都市計画土地区画整理事業(茨木市域)の変更」について 議第281号「北部大阪都市計画土地区画整理事業(箕面市域)の変更」について .....	4
4 議第279号「北部大阪都市計画下水道の変更」について.....	16
5 議第282号「東部大阪都市計画道路の変更」について.....	17
6 議第283号「東部大阪都市計画道路の変更」について.....	18
7 議第284号「東部大阪都市計画下水道の変更」について.....	20
8 議第285号「南部大阪都市計画用途地域の変更」について 議第286号「南部大阪都市計画緑地の変更」について.....	21
9 議第287号「大阪都市計画道路の変更」について.....	25
10 「みどりの大阪推進計画」について.....	27
11 「大阪府国土利用計画(第四次)の素案」について.....	30
12 「都市計画区域マスタープランの改定」について.....	34





## 1 開会

午後1時30分開会

**【司会】** 皆様、大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から平成21年度第2回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

本日は、現委員数31名の方々のうち22名の委員のご出席をいただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしく願いいたします。

私、本日の司会を務めます総合計画課の和久と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、このたび学識経験者の方々につきましては、大阪府都市計画審議会条例第2条第2項の任期4年の規定によりまして、昨年8月5日付けで任期満了となり、それに伴いまして、7名の方に引き続き委員をお願いいたしますとともに、5名の方々に新たに委員へのご就任をお願いしております。

それでは本日、ご本人にご出席いただいております学識経験者の委員の皆様全員をご紹介させていただきたいと思っております。

岡田委員でございます。

小林委員でございます。

松室委員でございます。

溝畑委員でございます。

嘉名委員でございます。

西村委員でございます。

増田委員でございます。

なお、赤津委員におかれましては遅れて来られるとの連絡がございました。ご紹介は以上でございます。よろしくお願いいたします。

## 2 会長の選任及び会長職務代理者の指名について

**【司会】** 次に、本日の審議会の運営方法につきましてご説明いたします。当審議会の議長は、大阪府都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、会長が務めることになっております。しかし、このたび学識経験者全員の方が改選されましたので、付議案件をご審議いただく前に、まず会長の選出をお願いいたしたいと思っております。

つきましては、僭越でございますが、新会長を選出するまでの間、臨時議長を事務局で推薦させていただきたいと存じます。これまで臨時議長につきましては、大阪府議会議員の委員の中から代表してお願いしております。

今回は、大島委員に臨時議長をお願いしたいと存じます。誠にご面倒をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、臨時議長席の方へ、よろしくお願いいたします。

**【臨時議長】（大島章君）** ただ今事務局よりご推薦いただきました大島でございます。皆様のご協力を得まして、臨時議長として、会長の選出をスムーズに進めていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。会長の選出につきましては、大阪府都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、学識経験者の方々から選出することになっているようでございますので、会長の選出につきまして、皆様方のご意見をお伺いしたいと思っております。何かご意見ございましたらよろしくお願いいたします。

はい、松室委員。

**【松室委員】** ただ今の臨時議長からのご提案の件でございますが、今日までのご実績や経験を踏まえ、岡田委員が最適だろうと存じます。従いまして、岡田委員に会長にご就任いただくことを臨時議長の方からご提案いただきますようお願いいたします。

**【臨時議長】（大島章君）** ただ今、松室委員からご発言がございました。ほかにご意見はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**【臨時議長】（大島章君）** なしということでありますので、岡田委員に引き続き会長をお願いすることについてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【臨時議長】(大島章君)** ありがとうございます。それでは、異議なしという全員のご賛同をいただきましたので、会長は岡田委員に決定をいたします。以上をもちまして、会長の選出は終わりましたので、私の役割は終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

**【会長】(岡田憲夫君)** ただ今皆様方のご推薦を受けまして、会長に選任されました岡田でございます。不束者ですが、よろしく願いいたします。皆様方のご指導、ご協力をいただきまして、会長の職務を務めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず審議会条例第4条第3項の規定によりまして、会長の職務を代理するものをあらかじめ指名することになっております。私といたしましては、現在、国土利用計画審議会会長を務めておられます、京都大学教授の小林委員を会長職務代理者に指名したいと思っておりますので、よろしくご了承をお願い申し上げます。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【会長】(岡田憲夫君)** ありがとうございます。それでは小林委員、一言ごあいさつをお願いいたします。

**【小林委員】** ただ今ご指名にあずかりました小林でございます。よろしく願いいたします。委員諸先輩のご指導、ご協力をいただきまして、岡田会長のもとで、職務代理を努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**【会長】(岡田憲夫君)** ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、まず事務局に本日の資料の確認をお願いしたいと思います。

**【司会】** それでは、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料一覧をご覧ください。資料は11点ございます。

順次、読み上げてまいりますので、ご確認のほどをよろしく願いいたします。

まず、配布資料一覧及び委員配席表、両面印刷となっております。次に、

大阪府都市計画審議会条例及び規則。続きまして、次第及び付議案件一覧、両面印刷になってございます。並びに委員・幹事名簿。そして、資料の右肩に番号を振ってございますが、資料1、議案書。資料2、審議会資料。資料3、北部大阪都市計画用途地域及び土地区画整理事業（彩都中部地区）の変更に対する意見書の要旨と大阪府の見解。資料4、平成21年度第3回大阪府都市計画公聴会の公述人の意見に対する考え方。資料5、平成21年度第3回大阪府都市計画公聴会速記録。資料6、みどりの大阪推進計画について。なお、この資料につきましては、枝番3つに分かれてございます。資料7、大阪府国土利用計画（第四次）の素案について。最後に、資料8、都市計画区域マスタープランの改定について。以上でございます。なお、議案説明時の「パワーポイントの表示画面」につきましては、議案ごとにまとめた補助資料もお手元に配布させていただいております。漏れている資料はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、岡田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

### 3 議第278号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について

議第280号「北部大阪都市計画土地区画整理事業（茨木市域）の変更」について

議第281号「北部大阪都市計画土地区画整理事業（箕面市域）の変更」について

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは、ただ今から、平成21年度第2回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。

今回、ご審議をいただきます案件は、あらかじめ皆様方のお手元にお届けいたしました議案書のとおり、「北部大阪都市計画用途地域の変更」を含みます10議案でございます。

まず、最初にご審議をいただきますのは、議第278号及び議第280号、それから議第281号です。この3つの議案につきましては、相互に関連する内容がございますので、幹事にまとめて説明をさせます。

**【幹事】（梶山善弘君）** 総合計画課長の梶山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議第278号「北部大阪都市計画用途地域の変更」、議第280号「北部大阪都市計画土地区画整理事業（茨木市域）の変更」、議第281号「北部大阪都市計画土地区画整理事業（箕面市域）の変更」について、あわせてご説明いたします。

議案書の1ページから3ページ、9ページから19ページ、資料の1ページから6ページ、11ページから12ページでございます。

本案件は、茨木市北部から箕面市東部にかけての丘陵地に位置する国際文化公園都市の中部地区における用途地域の変更及び土地区画整理事業の変更でございます。

国際文化公園都市は、「彩都」の愛称で親しまれており、自然と都市が調和するアメニティの高い住環境を創造するとともに、「国際交流、学術文化、研究開発」という特色のある都市の未来機能を組み込んだ複合機能都市の形成を図るとして、平成4年5月に「国際文化公園都市土地区画整理事業」として、都市計画決定したものでございます。

その後、都市再生機構等において鋭意事業が進められ、西部地区の一部においては、平成16年4月にまちびらきを行い、平成19年3月にはモノレール彩都線が彩都西駅まで延伸されるなど、着実にまちづくりが進んでいる状況でございます。

今回、土地利用に対するニーズの変化を受けて、中部地区の一部区域について、ライフサイエンス分野の研究開発に加えて、商品開発型の企業等の研究開発・生産機能などの導入を図り、研究開発拠点としての機能の更なる充実を図るため、用途地域及び土地区画整理事業における土地利用の方針の変更を行うとするものでございます。

具体的には、用途地域については、中部地区・面積約63ヘクタールのうち、中央部の32ヘクタールについて、第二種住居地域から準工業地域へ変更するものでございます。あわせて茨木市が地区計画を定め、中部地区に不適当な建築物等を規制することで、適切な土地利用を誘導することとしております。

また、土地区画整理事業につきましては、中部地区の土地利用の方針である「国際文化施設地区」につきまして、現在の土地利用の方針のままの地区を「国際文化施設地区1」として、生産機能等の導入を図る地区を「国際文化施設地

区2」として、計画書の土地利用の方針を変更するものでございます。なお、土地利用計画の見直しにより、茨木市決定の関連案件として、都市計画道路及び公園につきましても併せて変更手続きがとられております。中部地区は茨木市域のみでございますが、箕面市域の土地区画整理事業につきましても、計画書の土地利用の方針につきましても、茨木市域に合わせて変更を行うものでございます。

なお、本審議会の審議案件ではございませんが、茨木市の市決定の関連案件といたしまして、都市計画道路、公園、地区計画の変更が、1月20日の茨木市都市計画審議会において承認されております。

今回ご審議いただいております用途地域の変更、土地区画整理事業の変更につきましても、平成21年12月1日から2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いましたところ、53通の意見書が提出されました。意見書の主な内容につきましては、次の5点でございます。

まず、1点目といたしまして、「西部地区の現状からして、中部地区の事業採算性が成立する見通しは皆無で、ひいてはまちづくりや大阪府・茨木市・箕面市などの地方公共団体の行財政に重大な支障となることは必至である。国際文化公園都市株式会社の破綻処理の枠組みの維持のために、そのツケを国民に押しつける無謀な開発を進めるための都市計画変更反対する。誘致施設用地として、国際文化施設地区1・2が計画され、種々の募集手続きがなされているが、契約成立は経済情勢の激変のため流動的で、そのリスクを都市再生機構が負担することとしているが、結局、最後には国民の税金で後始末することから都市計画変更反対する。大阪府は、公述意見に対する見解において、事業そのものの現状についての判断を避け、都市計画の変更の手続きのみの判断に矮小化している。また、事業全体に支障を与えるものではないというが、その根拠も明示されていない」というご意見でございます。

これに対する大阪府の見解は、国際文化公園都市特定土地区画整理事業は、国土交通大臣が認可した事業計画に基づき、計画的に事業を実施されているものと判断しております。今回の都市計画変更は、研究開発と生産の一体化で技術革新を目指す企業ニーズに対して、現在の第二種住居地域で認められる生産機能だけでは研究開発拠点としての機能を十分に充実させることができなくな

っている状況にあるため、用途地域を準工業地域に変更することにより、生産機能を拡充し、中部地区の研究開発拠点としての機能の充実を図るものでございます。これにより、研究開発を中心とした企業の立地促進が図られ、事業採算性の向上にも寄与するものと考えております。

2点目といたしまして、「今回の中部地区の用途変更は、バイオ企業とは縁のきわめて薄い工場や倉庫などの施設を建設可能とする内容であり、中部地区のまちづくりコンセプトが変質してしまえば、西部地域のまちづくりに悪影響を及ぼすと考えられる。コンセプトが破綻したのであれば、このような都市計画変更を行うのではなく、開発を中止すべきである」というご意見でございます。

これに対する大阪府の見解は、中部地区は、国際文化施設地区に位置づけられており、緑豊かな環境のもと新たな交流拠点や生産機能を持った研究開発拠点の形成を図ろうとするものでございますが、さきに申し上げた理由により、現行の用途地域では対応が困難であるため、今回用途地域を準工業地域に変更いたしますが、あわせて茨木市が定める地区計画で、廃棄物処理場やコンクリートプラントなど研究開発拠点に相応しくない用途を制限することから、中部地区のまちづくりの理念を変えるものではなく、西部地区のまちづくりに悪影響を及ぼすものではないと考えております。

3点目といたしまして、「製造施設や物流施設など、具体的には工場や倉庫などの建設で、西部地区をはじめ周辺の住環境を悪化させ、住んでいる人の健康にまで影響を及ぼしかねない。また、住民の財産価値を低下させるとともに、今後の彩都や茨木市のまちづくりに重大な障害になる。一方的な用途地域の指定の変更は、西部地区居住者に対する契約違反となり、法律上の問題が生じないのか。このような都市計画変更はやめるべきである。大阪府は公述意見に対する見解において、公園・緑地による緩衝帯の設置や地区計画による用途制限等により当初計画と比較して大きな変化はないとしているが、改めて環境アセスを実施しないで主張するのは根拠がない。周辺には文教施設やレクリエーション施設が多数存在し、準工業地域への変更は不適切である。また、最近オオタカの営巣が確認されており、その生息環境への影響も考慮にはしていない。よって、無謀な都市計画変更を中止して、事業中止を強く求める」というご意見でございます。

また、4点目といたしまして、「中部地区は、自然豊かな里山が保全されて、オオタカが営巣している地域であり、夏鳥としてサシバが繁殖している。また、市民が自然に親しむレクリエーションの場である鉢伏自然歩道がある。さらに開発はCO<sub>2</sub>増加や洪水の原因ともなる。無謀な都市計画変更は中止して、開発の中止を強く求める」というご意見でございます。

これらのご意見に対する大阪府の見解は、国際文化公園都市は3つの独立したエリアから構成され、西部地区の住宅系用途と中部地区の最も近いところでも概ね400メートル程度離れております。そのうえで、中部地区については、今回、地区中央部のみを第二種住居地域から準工業地域に変更することとし、①地区外周部に緩衝機能として従前より多い約13ヘクタールの公園や緑地などを配置する。

②立地施設については、茨木市が定める地区計画で用途制限を行うとともに、大阪府、茨木市、都市再生機構、阪急電鉄株式会社、国際文化公園都市株式会社で構成する「彩都シンボルゾーン立地推進会議」が作成する立地基準で中部地区に相応しい企業の誘導を図る。

③茨木市が進出企業と使用燃料の制限や騒音・振動等を第二種住居地域並みに規制する公害防止協定を締結する。

といった対策を講じることから、今回の都市計画変更が西部地区の住環境や財産価値を低下させるものではないと考えております。

また、環境アセスメントについては、今回の都市計画変更を行うに際し、法や条例に基づく実施は不要であることを関係機関と確認しております。なお、都市再生機構は、中部地区にエントリー応募があった企業の業種を想定するとともに、類似の立地条件である西神工業団地の原単位を用い、大気汚染、騒音などについて周辺環境への影響を検討した結果、当初計画と比較して大きな変化はないとしており、本府もその内容を確認しております。

オオタカについては、都市再生機構において観測調査を実施し、計画区域周辺で営巣を確認したため、専門家で構成される彩都中部地区自然環境調査検討会にてオオタカと共存を図るための対応策について指導・助言をいただきながら事業を進めていくこととしており、今回の都市計画変更がオオタカに影響するものではないと考えております。



環境保全の観点については、今回の変更については、中部地区の公園と緑地の面積を約8ヘクタールから約13ヘクタールに増加させ、地区周辺部の既存樹木の保全・再生を図るとともに、造成法面において景観に配慮した緑化を図る計画としております。また、民有地においても「大阪府自然環境保全条例」などにより緑化を図ることで、みどり溢れるまちづくりを図ることとしております。

5点目といたしまして、「都市再生機構は「中部地区凍結」「東部地区中止」を発表した。当該事業を再開するなら、あらかじめ開発計画や損失金額の負担を公表して、府民と話し合いその意見を聞いて進めるべきである」というご意見でございます。

これに対する大阪府の見解は、都市再生機構は平成20年3月の事業再評価において国際文化公園都市特定土地区画整理事業について「計画を見直した上で事業継続」と公表しており、中部地区については、「現時点で立地が確定していないため、事業計画を見直す」ものとしております。今回、必要な企業の進出需要が確認されたことから継続して事業を進めるものでございます。

意見書の要旨及びこれに対する大阪府の見解については以上でございます。

また、案の作成にあたり、平成21年10月26日に公聴会を開催いたしましたので、ご報告させていただきます。1名の方が公述され、主な意見といたしましては、意見書と同趣旨で、事業採算性に関する事、住環境の悪化に関する事の2点でございます。

これらの意見に対する大阪府の考え方は、意見書に対する見解と同様でございます。

次に、審議案件の変更内容につきまして、都市計画法第18条に基づき関係市町村の意見を聴きましたところ、同意する旨の回答をいただいておりますが、付帯意見といたしまして、茨木市より「大阪府として北部大阪全体の発展を目指した施設立地が進むように努められること」、また箕面市から「彩都のシンボルゾーンにふさわしい中部地区のコンセプトを守り、研究開発を中心とした産業拠点の形成に向けて努力すること」及び「周辺地域の環境保全に十分配慮し、企業活動に伴う騒音、振動等に関する規制を第二種住居地域並みにすること」といったご意見をいただいております。これらにつきましては、先ほど申し上げ

げたとおり計画に反映していくとともに、事業実施に向けて十分留意してまいります。説明は以上でございます。

**【会長】（岡田憲夫君）** ただ今、幹事から説明を受けました。この議案につきましてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

堀田委員、どうぞ。

**【堀田委員】** まず質問しますけれども、今回の事業変更と用途地域の変更はこの国際文化公園都市開発にとっては重大な変更になると感じております。その1つは、中部地区に国際的な交流拠点を形成するというのが開発の目玉といたしますか、シンボル中のシンボルですね。ところが、今ご説明いただいた事業変更の中身を見ますと、国際的な文化学術研究の新しい交流拠点を形成するという文言が消えています。そして、それに代わる言葉として、新たな交流拠点や研究開発拠点、つまり国際的な交流拠点はもうやめた、この開発全体の核心部をやめたということになるわけですね。そしてもう1点、資料2の11ページ。表の中ですが、重大な変更だと思うのは、商品開発型の企業等の研究開発、生産機能等の導入を図るということ。ここに書いているのは商品開発型でして、ライフサイエンス分野関連のという前提はついていません。つまり、ライフサイエンスの研究開発をするんだから、その延長線上に生産機能があってもいいじゃないかという議論では全くない。ライフサイエンスと関係のない分野でも、商品開発型であれば工場を作ってもいいということになるんですね。この点でも、ライフサイエンスの国際拠点の形成と言ってきたこれまでのコンセプトを完全にひっくり返すような、今度の変更提案となっております。また、その変更を裏付けるために用途地域も変更されるわけです。そこで質問なんですけれど、なぜこのような重大な変更をやろうとされているのか、ご説明をお願いします。

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは、ただ今の堀田委員のご質問につきまして、幹事のほうから説明をお願いします。

**【幹事】（梶山善弘君）** 今回の変更は、先ほどご説明したように区域を2つに分けまして、国際文化施設地区2につきましては、ライフサイエンス分野にイノベーション的な企業などの誘致を検討していくということでございまして、残る国際文化施設地区1につきましては、西部地区のライフサイエンスパーク

において引き続きライフサイエンス系企業の誘致に努めるなどの方向で考えてございます。企業のニーズ、そして大阪全体の産業の活性化、そういったことも視野に含めて今回の変更を行おうとするものでございます。

**【堀田委員】** 今のは全然質問に答えてないですよ。国際的な交流拠点の形成というのが消えたじゃないですか。これはこの開発の中心的な目玉だったんじゃないですか。それを何で削ったんですかということを知りたいんです。そして、もう1つはライフサイエンスのイノベーションな生産機能とおっしゃった。これはライフサイエンス分野以外の一般的な商品開発型の生産機能に置き換えるんですよ。そこをきちんと認めた上で、何でこんな変更をするのかということの質問をしているんです。その変更する理由を聞かせてください。

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは幹事、お願いします。

**【幹事】（梶山善弘君）** 大阪の産業の立地が進まない、流出していく中で、企業のニーズというものが非常に大事だと思います。今回、コンセプトの中心は、もちろん研究開発拠点の機能を有した生産のできる工場として、例えば津田サイエンスヒルズのようなイメージのものを考えております。私は昨年春に津田を訪れて、社長さん何人かとお会いしてお話しておりましたら、このような団地を造っていただくことは非常に活性化に寄与する、頑張ってくださいという激励を受けて帰ってきたところでございますが、そのような地域での雇用の促進、あるいは大阪全体の産業の活性化といったものにつながる計画の変更としてこれを進めようとしているところでございます。

**【会長】（岡田憲夫君）** 品川委員からご質問があるようですので、品川委員。

**【品川委員】** 概ね了としております。ただ1点、心配なことがあるのでお聞きしたいんですが、近年大阪府内の準工業地域で、旧来より長い歴史の中で製造業を営んでおられる方々が、住宅の進出によって準工業地域から出て出ざるを得ないという状況も多々見られるわけです。それで、ものづくり、製造拠点をこのようにつくっていただくのも、私は大いに結構だと理解しておりますが、第二種住居地域が隣接しているという形で、ここでまた製造業を営むなり、業種を選定するという説明もありましたが、製造業が後から来た周りの住民などによって拠点であるところから出ざるを得ないという状況が、ここでは起こらないようにしていただきたい。そのための取り組みを、どのようにされ

ているのかということを知らせてもらいたいです。

【会長】（岡田憲夫君） それでは幹事、お願いします。

【幹事】（梶山善弘君） 先ほど説明でも申し上げましたが、地区計画を定めることとしております。お手元の資料2の5ページをご覧くださいと思います。この地域は従来、第二種住居地域ですが、国際文化施設地区1につきましては第二種住居地域のままでございまして、国際文化施設地区2を、今回準工業地域に変えるということでございます。これを読んでいただきますとお分かりのように、この地区計画の中で住宅を排除する、住宅が建てられないという計画にしておりますので、今、委員がおっしゃったような懸念は将来もないと考えております。

【品川委員】 最後、お願いですけれども、製造業種を選定するという話を言われましたが、基本的には公害であったり、近隣に迷惑をかけるとか公序良俗に反するものを制限するのは当然ですけれども、やはり大阪の活性化からすれば、あまり幅を狭めて業種を選定をやってしまうと、その意味がなさなようになりますので、製造業も含め、できるだけ多くの中小企業の拠点づくりになるようにお願いしておきたいと思っております。

【会長】（岡田憲夫君） 堀田委員どうぞ。

【堀田委員】 先ほど、私がなぜ事業変更するのか、なぜ用途地域を変更するのかという質問に対して、企業ニーズに応えるために変えるんだというお答えだと思うんですね。ということは、これまでの国際文化公園都市の開発のコンセプトというのは、企業ニーズに全然合っていなかった、合っていなかったから変える、そういうことになるんですよ。そこで次の質問ですが、ともかくこれまでの企業ニーズにも合っていない、府民からも希望されていない、そういう開発のために、1,600～1,700億円の関連土木事業というのが加わりますが、それは既に半分ぐらい終わっていると思っております。それから、モノレールの彩都線も1,200～1,300億円の事業費だったと思っておりますが、これもかなり進んできております。つまりこれまでの、変えなければいけないような、企業ニーズに応えていないコンセプトのために、たくさんの税金・公費が投入されてきたんです。これをどう理解したらいいかということをご説明いただきたい。また、この変更によってこの事業の採算性はどうなっていくのかという

点も併せてご説明をお願いします。

【会長】（岡田憲夫君） それでは幹事、お願いします。

【幹事】（梶山善弘君） あくまで研究開発拠点というスタンスであり、研究開発機能を持ち、且つ製造機能も持ち合わせた企業に来ていただくということでございます。最近の企業のニーズと申し上げましたが、津田でもそうなんです。生産的な機能を持ちながらそこで研究開発をして、また生産の中につなげていくというような形になっている企業が多くなっていると聞いておりました。本案件は必ずしも研究、開発のコンセプトを変えるものではございません。むしろ今回の変更により、すでに都市再生機構の方でアンケートなどの調査をしておりますが、22社の企業がここに立地進出を希望されるという状況もございまして、むしろ土地利用の促進につながり、事業の効果に寄与していくものであると考えております。そういった意味で、今回の国際文化公園都市の事業そのものに対し大きな寄与をする変更であると考えております。

【会長】（岡田憲夫君） はい、堀田委員。

【堀田委員】 今のお話では研究開発型の製造機能だとおっしゃってますが、ライフサイエンスに限定って、何もないんですよね。全然話が違うんですよ。だから、そこをきちっと認めていただかないと。ライフサイエンスと言えはすべて研究開発にイコールでつないだらおかしいと思います。指摘しておきます。そして採算性の面では、こうやって変更することによって事業の効果に寄与し、採算性が良くなる。良くなるから変更する。その説明には別に間違いはないと思うけれども、しかし、その前にこの彩都開発の採算性は現状でどうなっているのか、ぜひ聞かせていただきたい。良くなるだろうということですが、実際現在どうなっているんですか。これを進めたら採算性はどうなるんですか。すごい赤字がちょっとした赤字に減るのか、ぜひ聞かせていただきたいと思いません。

【会長】（岡田憲夫君） 先ほどから採算性の話が繰り返されていると思いますが、堀田委員、基本にご異議があると理解してよろしゅうございますか。

【堀田委員】 異議があります。

【会長】（岡田憲夫君） その他の方からご意見があるかもしれませんので。

【堀田委員】 やりとりする機会をこれ以上提供してられないようですか

ら、最後に意見を申し上げておきます。彩都開発は現在西部地区で開発工事・造成工事が行われております。しかし、その西部でさえ、それが完了できると思いますか、売れるという目途が全く立っておりません。それなのに中部に開発を広げるといのはとんでもないこと、この開発の赤字を増やすということになります。こういう開発の拡大はやめるべきだということで、私は反対であることを意見として申し上げておきます。

**【会長】（岡田憲夫君）** ご異議があると承りましたが、その他ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

赤津委員、どうぞ。

**【赤津委員】** すみません、今日から委員になりました赤津です。初めてで申し訳ありません。あと、遅れてきて申し訳ございませんでした。今のところと関連するのかもしれませんが、資料3の大阪府の見解の一番下の段ですね、「都市再生機構は」から始まって「中部地区については事業計画を見直すものとしている」の後に、「今回必要な企業の進出需要が確認されたことから継続して事業を進めるものである」というのは、都市再生機構ではなく大阪府としてのご判断というように読めるんですけども、それで良いかどうかということと、「必要な企業の進出需要が確認された」というのは、差し支えのない範囲で、具体的にはどのような業種、どれぐらいの数とか面積でも何でも結構ですが、どれぐらい進出のご予定があるのか、教えていただきたいと思います。

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは、事務局からお願いします。

**【幹事】（川上隆君）** 住宅まちづくり部の居住企画課参事の川上です。今のご質問にお答えいたします。今、希望されている企業ですけれども、昨年夏に都市再生機構の方でエントリー募集を行いましたところ、22社、面積で言いますと30ヘクタールの希望をされてございまして、スライドの方に出ておりますが、これは産業分類で書いてございまして具体的な業種というのが少し分かりにくいですが、食料品製造業など、ここに書いてありますような一覧の企業が合計22社ということでございます。

**【赤津委員】** 今のでお答えは終わりでしょうか。

**【幹事】（川上隆君）** すみません、最初の問いの部分がありましたら聞き逃したかもしれませんので、もう一度お聞かせ願いたいです。

**【赤津委員】** 都市再生機構が去年の夏の時点でアンケートをして、エントリー企業が22社あって30ヘクタールということですね。

**【幹事】（川上隆君）** はい。

**【赤津委員】** そうしますと、都市再生機構は、たぶんそのアンケートも踏まえて、中部地区の事業計画を見直すという判断をなさったが、大阪府の方では、同じ資料に基づいて必要な企業の進出需要が確認されたことから継続して事業を進めるといふご判断をされた。何か同じ資料を基にして判断が違っているように読めるんですが、そうなんでしょうか。もし違っているとしたら、大阪府が独自の判断をされた根拠はどういうことかを教えていただけますでしょうか。

**【幹事】（川上隆君）** 今回の中部地区の事業に関しましては、事業主体が都市再生機構でございまして、都市再生機構が行ったエントリー募集の結果、そういった企業ニーズがあると分かり、昨年11月、都市再生機構が中部地区に工事着手を行ったことを踏まえまして、大阪府もこの中部地区の整備促進というものが、国際文化公園都市事業を進めるといふこと、さらには地域の産業活性化に寄与するといふ観点から、所要の都市計画の手続きもしくは関連公共施設の整備を進めるといふこととさせていただきます。

**【赤津委員】** どうもありがとうございました。

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは、その他に何か承ることはございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、この議案につきましてはご異議がございますので、採決をさせていただきます。まず、この3つの議案につきまして、一括して採決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** それではご異議がないようですので、この3つの議案につきましては、一括して採決いたします。議第278号及び議第280号、議第281号を原案どおり承認することについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

それでは挙手多数ですので、この議案は原案どおり可決されました。

#### 4 議第279号「北部大阪都市計画下水道の変更」について

【会長】（岡田憲夫君） それでは、次にご審議いただきますのは、議第279号でございます。その内容について、幹事に説明をさせます。

【幹事】（梶山善弘君） 議第279号「北部大阪都市計画下水道の変更」についてご説明いたします。議案書の5ページから7ページ、資料の7ページから9ページ及びスクリーンをご覧ください。

本案件は北部大阪都市計画猪名川流域下水道において、原田処理場における施設の規模及び配置計画を見直した結果、処理場の区域を一部変更するものであります。猪名川流域下水道は淀川水系猪名川の流域を処理区とした流域下水道であり、原田処理場は大阪府豊中市、兵庫県伊丹市・尼崎市に跨り設置されております。排水区域は大阪府の豊能町・箕面市・池田市・豊中市と、兵庫県の猪名川町・川西市・宝塚市・伊丹市となっており、排水区域面積は流域全体で約1万2,000ヘクタールとなっており、その内、大阪府域分では約5,500ヘクタールとなっております。また、下水道人口普及率ですが、流域全体で99.7%となっており、その内、大阪府域分では99.9%となっております。原田処理場の処理能力は一日当り流域全体で約39万立方メートルであり、その内、大阪府域分では約20万立方メートルとなっております。

原田処理場における変更は処理場南側と北側の2箇所でございます。まず、処理場南側の箇所につきましては、平成21年3月の下水道法の事業認可の変更において、汚泥処理施設の脱水方法を見直したことにより、当該区域に設置予定であった分離液処理施設の規模を縮小することが可能となったため、施設配置計画を見直し、処理場区域の一部を縮小することが可能となりました。また現在、南側に隣接する豊中市伊丹市ごみ焼却場の施設老朽化による建替のための敷地を拡張する必要性が高まっており、それぞれの施設が支障なく機能できるように検討した結果、原田処理場において削除する区域について、豊中市・伊丹市において、ごみ焼却場の区域を追加する都市計画変更を行う予定となっております。

次に、兵庫县域となりますが、処理場北側の変更箇所については、処理場区域にあった既存道路を外周部に付替える区域を含めて都市計画決定しましたが、



その後、伊丹市により市道として管理されているため、付替道路部分について区域を縮小する都市計画変更を行うものであります。2箇所の区域変更により、原田処理場の敷地面積は当初の約34万2,000平方メートルから約31万7,000平方メートルに変更となります。

次に、都市計画法第17条に基づき、平成21年12月9日から22日までの期間に都市計画の案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。また公述申出がなかったため公聴会は開催しませんでした。なお、原田処理場は大阪府と兵庫県に跨り設置しており、大阪府・兵庫県で、ともに同じ区域を重複して都市計画決定をしておりますので、兵庫県においても同内容にて都市計画変更の手続きを行っております。説明は以上でございます。

**【会長】（岡田憲夫君）** 　ただ今、幹事から説明を受けましたこの議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** 　ご意見、ご質問ございませんか。

それでは、無いようでございますので、表決に入ります。議第279号を原案どおり承認することにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** 　ご異議が無いようですので、原案どおり可決いたします。

## 5 議第282号「東部大阪都市計画道路の変更」について

**【会長】（岡田憲夫君）** 　それでは、次にご審議いただきますのは、議第282号です。その内容につきまして、幹事に説明をさせます。

**【幹事】（梶山善弘君）** 　議第282号「東部大阪都市計画道路の変更」についてご説明いたします。議案書の21ページから23ページ、資料の13ページから15ページ及びスクリーンをご覧ください。

本案件は、東部大阪都市計画道路3・4・227-29号八尾枚方線について、一部区間の幅員の変更を行おうとするものでございます。八尾枚方線は、

昭和33年に都市計画決定され、東大阪市域において、大東市との行政界から都市計画道路足代四条線に至る延長4,780メートル、幅員16メートル、2車線の幹線道路でございます。

現在、府道八尾枚方線と一般国道308号が交差する「河内中野南交差点」においては、本交差点を右折し、国道308号を大阪方面に向かう車両が非常に多く、交通渋滞を引き起こしていることから、渋滞解消を目的とした「すろっと交差点対策」箇所にも指定されております。本案件は、このような状況を解決すべく、交差点の改良をするため、都市計画変更を行うものでございます。

変更内容でございますが、一般国道308号との交差点において、現在、1車線の右折レーンを2車線とし、交通の円滑化と安全性の向上を図るため、河内中野南交差点から北側66.5メートルについて、幅員16メートルから18メートルに変更するものでございます。

次に、都市計画法第17条に基づき、平成21年10月6日から21日までの2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、案の作成にあたり公述人を募集いたしましたが、公述申出がなかったため、公聴会は開催いたしませんでした。説明は以上でございます。

**【会長】（岡田憲夫君）** それではただ今、幹事から説明を受けました本議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは、無いようですので、表決に入ります。議第282号を原案どおり承認することにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは、ご異議が無いようですので、原案どおり可決いたします。

## 6 議第283号「東部大阪都市計画道路の変更」について

**【会長】（岡田憲夫君）** 次にご審議いただきますのは、議第283号です。

その内容につきまして、幹事に説明をさせます。

【幹事】(梶山善弘君) 議第283号「東部大阪都市計画道路の変更」についてご説明いたします。議案書の25ページから27ページ、資料の17ページから19ページ及びスクリーンをご覧ください。

本案件は、東部大阪都市計画道路3・5・221-15号柏原大和高田線について、一部区間の道路線形、幅員及び交差点形状の変更を行おうとするものでございます。

柏原大和高田線は、既存道路の一般国道165号のバイパス道路として、柏原市域において、柏原市高井田を起点とし、奈良県境に至る延長約3,160メートル、標準幅員12メートル、車線数2車線の幹線道路でございます。現在の計画では、西名阪柏原インターチェンジから西側を2車線、東側を4車線として都市計画決定しており、今回、変更を行おうとする区間は、近鉄大阪教育大前駅付近から、奈良県境までの延長約980メートル、幅員が2車線から4車線となる区間でございます。

本変更区間の現状は、山間部を通過することから、大阪側に急カーブ、急勾配区間が連続し、土砂崩れ等の危険性から、延長700メートルにわたり異常気象時通行規制区間に指定されるなど、事故の発生率が高く、交通安全の点からも課題の多い路線であります。また、西名阪自動車道の柏原インターチェンジ前交差点で右折レーンが短いことから、大阪方面行きの渋滞が約1.1キロメートル確認されるなど、対策が急がれる区間でもございます。

それでは、変更内容についてご説明いたします。平成4年9月9日に都市計画決定を行いました、当区間の現計画では、片勾配9パーセントが連続する曲線半径160メートルの連続したS型曲線構造となっておりますが、更なる見直しを行い、曲線半径を200メートル以上とし、一部区間をトンネル構造にするなど走行性、安全性の向上を図ろうとするものでございます。この変更により、計画変更及び幅員の変更を行おうとするものでございますが、幅員は一部区間のみの変更ですので、計画書に記載する標準幅員の変更はございません。

また、今回の都市計画変更に関連いたしまして、柏原インターチェンジ前交差点は、本路線の整備時に奈良方面から西名阪自動車道へのONランプを新た

に立体交差する形状で整備する計画となっておりますが、最新の将来交通量に基づき検討した結果、右折レーンの滞留長を30メートルから100メートルに改良することにより、現状の平面交差点形状のまま交通処理が可能となったことから、交差点の形状を現況のままとするものでございます。

次に、都市計画法第17条に基づき、平成21年11月4日から17日までの2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、案の作成に当たり、公述人を募集いたしましたが、公述申出がなかったため、公聴会は開催いたしませんでした。

なお、奈良県域に関する都市計画変更につきましても、平成22年2月18日に都市計画審議会が開催される予定でございます。説明は以上でございます。

**【会長】（岡田憲夫君）** ただ今、幹事から説明を受けました本議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは、無いようですので、表決に入ります。議第283号を原案どおり承認することにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** ご異議が無いようでございますので、原案どおり可決いたします。

## 7 議第284号「東部大阪都市計画下水道の変更」について

**【会長】（岡田憲夫君）** 次にご審議いただきますのは、議第284号です。その内容につきまして、幹事に説明をさせます。

**【幹事】（梶山善弘君）** 議第284号「東部大阪都市計画下水道の変更」についてご説明いたします。議案書の29ページから31ページ、資料の21ページから23ページ及びスクリーンをご覧ください。

本案件は、東部大阪都市計画淀川左岸流域下水道の枚方交野幹線のルート変更を行おうとするものでございます。東部大阪都市計画淀川左岸流域下水道に

においては、昭和46年に都市計画決定し、現在、施工中であります。処理区域は大阪府の交野市・枚方市となっており、処理区域面積は全体で5,882ヘクタールとなっております。また、下水道人口普及率ですが、大阪府域全体では93.2%であり、その内、淀川左岸流域では91.1%となっております。

枚方交野幹線については、枚方市と交野市の汚水を集める流域幹線であり、集められた汚水は、渚水みらいセンターで処理します。現在、枚方交野幹線は、交野市私部西四丁目まで完成しており、第二京阪道路までは、現計画どおり布設予定です。未着工の最上流部区間（私部西四丁目～藤が尾一丁目）は、都市計画道路天の川磐船線に布設する計画となっておりますが、今般の大阪府財政再建プログラムにより、道路事業の新規着手が困難なことから、早期に枚方交野幹線を完成させ公共下水道の整備促進を図るため、当該幹線ルートを河川敷等の既存公共空間に変更を行おうとするものです。これにより、枚方交野幹線整備は完了いたします。

都市計画法第17条に基づき、平成21年12月8日から2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。なお、公述申出がなかったため、公聴会は開催しませんでした。説明は以上でございます。

**【会長】（岡田憲夫君）** ただ今、幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** 無いようですので、表決に入ります。議第284号を原案どおり承認することにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** ご異議が無いようですので、原案どおり可決いたします。

## 8 議第285号「南部大阪都市計画用途地域の変更」について

### 議第286号「南部大阪都市計画緑地の変更」について

**【会長】（岡田憲夫君）** 次にご審議いただきますのは、議第285号及び議

第286号です。この2つの議案につきましては相互に関連する内容がございますので、幹事にまとめて説明をさせます。

【幹事】（梶山善弘君） 議第285号「南部大阪都市計画用途地域の変更」、議第286号「南部大阪都市計画緑地の変更」について、あわせてご説明いたします。議案書の33ページから39ページ、資料の25ページから33ページ及びスクリーンをご覧ください。

本案件は、泉佐野市・田尻町・泉南市の臨海部に位置するりんくうタウンにおける用途地域の変更、緑地の変更でございます。りんくうタウンは、関西国際空港の支援・補完と地域の環境改善を図ることを目的に、昭和61年度から大阪府において基盤整備が進められ、平成8年秋に、まちびらきを行い、平成22年1月末現在では事業用地の約91%に企業立地契約が進んでいる状況であります。また、「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、「都市拠点」等と位置づけ、すでに相当規模の都市機能の集積がある本地区について、都市拠点として機能の充実強化を図るとしております。

今回、りんくうタウンの更なる魅力増進を図るため、土地利用計画について見直しをした結果、りんくう公園の区域拡大により、公園・緑地機能の向上を図るとともに、周辺環境との調和や、にぎわいづくりに資するような商業施設を誘致することにより、りんくうタウンの都市拠点としての機能の充実と、りんくう公園の利用増進を図るため、緑地及び用途地域の変更を行おうとするものでございます。

具体的には、緑地については、りんくう公園北側のリムジンバス・タクシー等の駐車場予定地としていた用地約4.0ヘクタールを緑地へ編入し、道路に面したまとまりのある空間とする事により、アクセスのよい開放された遊び空間として、りんくう公園の新たな魅力づくりを行うものです。また、大型複合商業施設が集積しているりんくうタウン駅南側地区において、緑地の一部約1.1ヘクタールを宅地へ変更し、緑地のエントランス部分として商業施設を誘致する事によって、商業施設の集客効果を活用したりんくう公園への回遊性向上を図り、新たなりんくうタウンの魅力づくりとりんくう公園の利用増進を図るものでございます。

このため、本都市計画変更に合わせて、泉佐野市の都市計画である地区計画

に、りんくう公園との歩行者の回遊性向上のための公共的空間を区域内に確保することを定めることとしており、周辺の商業施設から、このエントランス施設内の公共的空間を通じて、りんくう公園へ誘導するとともに、施設周辺の緑化を図ることで、りんくう公園との連続性が高まるものと考えております。さらに、進出企業のご理解・ご協力が得られ、りんくう公園との一体的な利活用ができれば、更なるにぎわいづくりに寄与するものと考えております。

あわせて、道路・インフラ施設等の境界線の整理に伴う緑地計画の変更を行います。これらの変更等により、面積を約60.4ヘクタールから約61.2ヘクタールへ変更いたします。

用途地域については、緑地から宅地に変更する区域を含む約1.4ヘクタールについて第一種住居地域から商業地域に変更し、宅地から緑地に編入する区域を含む約0.4ヘクタールを商業地域から第一種住居地域へ変更いたします。なお、本審議会の審議案件ではございませんが、用途地域及び緑地の変更に伴う泉佐野市の市決定の関連案件といたしまして、地区計画の変更や、用途地域の変更に伴う防火地域及び準防火地域の変更が、平成22年1月27日の泉佐野市都市計画審議会において承認されております。

今回ご審議いただいております用途地域の変更、緑地の変更につきましては、平成21年12月3日から2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。また、公聴会に対する公述申出の受付を行いました。公述申出がなかったため公聴会は開催しませんでした。説明は以上でございます。

**【会長】（岡田憲夫君）** ただ今、幹事から説明を受けました本議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

堀田委員、どうぞ。

**【堀田委員】** 1点だけ質問しますが、先ほど、地図を出していただきましたね。りんくうタウン駅の北側にリムジンバスやタクシーの駐車場用地がありますが、あの部分を緑地に変えるのは良いんですけれども、本来の目的に基づく使い道というか利用というのは無いんですか。無いから変えるのかなと思いますけれども、そこはちょっとリアルにご説明いただけますか。

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは、幹事に説明を求めます。

**【幹事】（梶山善弘君）** ご質問の区域は交通ターミナル機能補完施設用地として位置づけられたものでございますが、これはりんくうタウンの中の新ゲートタワービルに隣接する形で計画決定いたしました2箇所の交通ターミナル機能の補完をするということが目的でございました。ただし、既にある2箇所の交通ターミナルで今の需要が賄えており、将来的にも需要が拡大する可能性が少ないということで、緑地を拡大して公園的機能の拡大を図ろうとするものでございます。

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは、その他にご質問。

はい、増田委員どうぞ。

**【増田委員】** 1点お聞きしたいんですけれども、1つは緑地の利用の増進を図るということで、ちょうど南の方の角のところ、緑地の一部を除外して用途変更するところですが、都市公園法の中でもある一定の集客機能を収容できる可能性を持っていると思いますが、都市公園法の範囲内でできなかった理由を教えてください。もう1つは利用増進を図る中で、周辺部に対して公共通路と緑化義務を地区計画で定めるということですが、公園との整合性を図る意味での景観的配慮というものを、具体的にどう考えられているのかという、この2点について少し教えていただきたいと思います。

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは、ただいまの増田委員のご質問ですが、幹事に説明を求めます。

**【幹事】（梶山善弘君）** 先生はご専門でございまして、よくご存じだとは思いますが、公園の中でもレストランなどが占有するのは可能であると考えております。本地域は現在、第一種住居地域でございまして、床面積3,000平方メートル以下の便民施設は建設できますが、それ以上のものはできないということでございます。今回1.1ヘクタールを公園区域から外して1ヘクタール程度の商業施設の立地を可能とすることで、より賑わいのある空間を作れるということでございます。それから修景に関しましては、お手元の資料2の29ページにございます。泉佐野市決定の地区計画の概要をそれに掲げておりますが、その最後の行に、その区域については壁面後退により確保する。これは泉佐野田尻泉南線、この図面でいうと一番下側にある4車線の道路に面したところは壁面後退10メートルをとる。それ以外、両側については5メートルで壁



面後退をして、中高木を中心とした緑化に努めるとしておりまして、少なくとも緑地計画の形成を図れるものと考えております。

【会長】（岡田憲夫君） よろしいですかね。増田委員どうぞ。

【増田委員】 反対するものではないんですが、基本的には中高木での緑化ということは非常に好ましいことですが、建物そのものも公園との連携を図ることによってお互いの機能強化が図れると思いますので、施設誘致をするときにはぜひとも景観的配慮を図っていただきたいと要望します。

【会長】（岡田憲夫君） それでは、アドバイスをいただいたということとさせていただきますと思います。その他、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） それでは、いくつかご質問なりご指摘を受けましたが、本件につきましては、特にご異議が無いと理解させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） それでは表決に入らせていただきます。まず、この2つの議案につきまして、一括して表決を行うということにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君）

それではご異議が無いので、この2つの議案につきまして、一括して表決を行います。議第285号及び議第286号、これらを原案どおり承認することにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） ご異議が無いようですので、原案どおり可決いたします

## 9 議第287号「大阪都市計画道路の変更」について

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは、次にご審議いただきますのは、議第287号です。その内容につきまして、幹事に説明をさせます。

**【幹事】（佐藤道彦君）** 大阪市計画調整局計画部長の佐藤でございます、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議第287号「大阪都市計画道路の変更」についてご説明申し上げます。議案書の41ページから43ページ、資料の35ページから37ページ及びスクリーンをご覧ください。

本案件は、大阪都市計画道路1・4・4号大阪堺線の沿道に、環境施設帯を追加しようとするものでございます。環境施設帯は、高速道路沿道の市街地環境を保全するために設置するものでございまして、環境施設帯を設置することによりまして、騒音や振動の発生源から遠ざかることによる減衰効果等が期待できますとともに、道路沿道の景観の向上にも資するものでございます。

今回追加いたします環境施設帯は、資料37ページの「計画図」にもございますように、大阪堺線に沿い赤字で表示をしてございます。「計画図」に示します西成区北津守四丁目及び長橋三丁目地内に1箇所、延長は約70メートル、幅員は20メートルでございます。

この変更により、大阪堺線における幅員20メートルの環境施設帯の総延長は約1,790メートルから約1,860メートルとなります。

本案件につきましては、都市計画法第17条の規定に基づき、平成21年1月4日から18日までの2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。また、公聴会に対する公述申出の受付を行いました、公述申出がなかったため公聴会は開催しませんでした。説明は以上でございます。

**【会長】（岡田憲夫君）** ただ今、幹事から説明を受けました本議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** ございませんようですので、表決に入ります。議第287号を原案どおり承認することにつきまして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** ご異議が無いようですので、原案どおり可決いたし

ます。

以上で、本日の審議は終了いたしました。本日ご審議いただきました議案につきましては、直ちに事務局に必要な手続きを進めさせます。

## 10 「みどりの大阪推進計画」について

**【会長】（岡田憲夫君）** 引き続きまして、報告案件に移ります。「みどりの大阪推進計画」について、「大阪府国土利用計画（第四次）の素案」について、並びに「都市計画区域マスタープランの改定」についての3件につきまして、幹事から報告がございます。これらの案件につきましては、相互に関連する内容がございますので、まとめて幹事に説明をさせます。従いまして、ご質問、ご意見等につきましては、3件の報告が終わった後にお願いしたいと考えております。

それでは、まず最初に「みどりの大阪推進計画」について、報告をお願いします。

**【幹事】（池田一郎君）** 都市整備部総合計画課参事の池田でございます、よろしく願いいたします。それでは「みどりの大阪推進計画」につきましてご報告申し上げます。お手元にお配りしております資料6-1～6-3及びスクリーンをご覧ください。

本計画は、自然環境や生態系の保全を主な対象としました「みどりの大阪21推進プラン」と都市公園の整備など都市緑化を主な対象としました「大阪府広域緑地計画」を統合し、本府の「みどり」に関する総合的な計画として大阪のみどり施策の推進方策をとりまとめたものであり、将来ビジョン・大阪における「みどりの風を感じる大都市オンリーワン」の実現戦略を示すものでもございます。「大阪府広域緑地計画」につきましては、平成11年に当初計画を策定した後、社会経済情勢の変化等を受けまして、平成18年度、19年度の2カ年にわたり改定検討を進め、平成19年度には本審議会で報告をさせていただいたところでございます。しかしながら平成20年度に両計画の統合の方針が示されたため、改定案の内容を「みどりの大阪推進計画」に反映し、まとめた

ものでございます。また、本計画の内容は「大阪府広域緑地計画」と同様に、都市計画区域マスタープランに反映させるとともに、市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となるものでございます。

「策定の経緯」でございますが、平成21年3月に大阪府議会におきまして計画統合の方針が示され、その後、庁内で検討を行い、7月にはパブリックコメントを実施しております。さらに学識経験者のご意見や市町村からのご意見を踏まえ、9月の府議会でご議論いただいた上で、昨年12月に策定したところでございます。

次に、本計画の概要を説明させていただきます。まず、みどりの現況でございますが、平成7年から平成17年の10年間に、保安林や生産緑地等における地域制緑地は約400ヘクタール減少しておりますが、公園整備などによる施設緑地の増加により、大阪府域全体の緑地面積は全体の約4割を維持しております。一方、市街化区域では、樹林・樹木に覆われた土地の面積割合である緑被率が継続して増加はしておりますが、その増加ペースは鈍化しております。平成14年度の調査では9.9%にとどまっております。

また、昨年7月に行いました、みどりに対する府民意識調査では、「大阪にはみどりが少ない」と感じる府民の割合が約5割を占める一方、みどりを増やすべきとする府民の割合は約98%でございます。みどりに対するニーズは非常に高い状況でございます。

こうした状況を踏まえて本計画では、みどりの将来像として、みどりのネットワーク図と配置方針を示しております。その内容は、基本的には広域緑地計画改定案の内容を踏襲し、周辺山系、臨海部、主要河川、大阪中央環状線、大規模公園などの骨格となるみどりをつなげ、それらを多様な主体や活動との連携によって厚みと広がりを持たせること、さらに、公共施設や民有地における多様なみどりをきめ細やかにつなぐことにより、山のみどりと臨海部の市街地をつなぐみどりの風の軸をつくることとしております。

本計画は、2025年までを計画期間とし、緑地の確保目標は府域面積に対して4割以上を確保することとしております。また、市街化区域内の緑化につきましては、従来からの「樹林・樹木のみを対象とする緑被率」15%を目指しつつ、「樹木の植栽困難地でのみどりの確保」や「ヒートアイランド現象の緩和」

などを進める観点から、芝生等を含む草地等を対象に加えて、平成14年度時点で約14%の緑被率を2025年に20%にすることを目標として設定しております。さらに、政策マーケティングリサーチや府民を対象に行うアンケート調査を活用しまして、みどりがあると感じる府民の割合などの指標を設定しております。計画の点検と見直しにつきましては、取組状況や実績数値を毎年公表するとともに、定期的に検証することとしております。

また、これらの実現にあたっては、大阪府・市町村・府民・NPO・企業等の適切な役割分担のもと、広域緑地計画改定案の中でも検討をされました、みどりの状況に応じて、ハード・ソフト・自然に対して、適切な資本投下を行い、地域の特性に応じたバランスのよいみどりづくりを行うこととしております。

次に、本計画を実現するための4つの基本戦略について、順にご説明申し上げます。

「基本戦略1」は「みどり豊かな自然環境の保全・再生」としまして、周辺山系や農空間、臨海部における豊かな自然環境を保全・再生し、「みどりの環境保全機能の発揮」、「生物多様性の確保」、「海岸環境と合わせた水際景観の創出」などに取組んでまいります。

「基本戦略2」では、「みどりの風を感じるネットワークの形成」といたしまして、主要道路、主要河川、大規模公園緑地を軸や拠点として、山や海の豊かな自然を都市へと導くため、みどりの連続性や厚み、広がり確保することとしております。また、新たな取り組みといたしまして、みどりに関する行政投資や民間助成を重点化し、公民一体となった、みどり豊かなセミパブリック空間を創出する(仮称)「みどりの風促進区域」の制度化について検討を進め、「みどりの風の軸」の形成に取り組んでまいります。

「基本戦略3」では、「街の中に多様なみどりを創出」として、屋上・壁面など様々な空間に、きめ細やかなみどりを増やし、つなぎ、広げてまいります。そのため、公共施設の緑化推進や民有地のみどりの保全・創出を推進してまいります。

「基本戦略4」は、「みどりの行動の促進」といたしまして、府民や企業・NPOとの協働によるみどりの保全・創出の体制や仕組みづくりを進め、みどりとコミュニティの輪を広げてまいります。具体的には、「みどりを通じた地域力の

再生」として、校庭の芝生化や企業のCSR活動との連携などにより、府民や企業等が緑化活動に関わる機会を増やし、みどりの行動を促してまいります。

計画本編には、このほか地域別のみどりの将来像図などを掲載し、市町村の「緑の基本計画」との整合を図っております。

計画の内容につきましては以上でございます。計画本編は、お配りしております資料の他、総合計画課のホームページにも掲載しておりますのでご覧下さい。また、本計画を実現するため、府民が実感できるみどりを創出するための様々な事業につきまして、現在、予算の確保や市町村との連携などに取組んでいるところでございます。委員の皆様には本計画の趣旨をご理解いただきまして、大阪の緑化推進に、今後ともご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

## 11 「大阪府国土利用計画(第四次)の素案」について

**【会長】(岡田憲夫君)** それでは続きまして、「大阪府国土利用計画(第四次)の素案」について、報告を求めます。

**【幹事】(松本広司君)** 総合計画課参事の松本でございます。

「大阪府国土利用計画(第四次)の素案」につきまして、ご説明いたします。資料といたしましては、お手元に資料7をお配りしております。それでは、その概要につきまして、前の画面に従い、順次ご説明いたします。

はじめに、国土利用計画の役割ですが、国土利用計画は、土地利用の観点から大阪の将来像を描いた上で、今後10年間におけます、土地利用区分ごとのあるべき面積目標を定め、各個別施策を展開する際の指針となる計画であり、平成22年度内の策定に向け、現在、国土利用計画審議会などにおきまして、検討を進めております。

また、国土利用計画の位置付けですが、全国計画を基本に策定するとともに、都市計画法第13条に基づき、「都市計画は、国土利用計画に適合すること」となっていることから、今回、報告させていただくものです。

まず、前文におきましては、大阪の土地利用を取り巻く課題としまして、3

点示しております。

1点目には、「成熟社会」への対応としまして、都市ストックなど、成長によって得られた豊かさを維持しつつ、良好な景観の形成など、質的な充実を図ること、人口減少や高齢化などに伴う産業規模の縮小などが懸念される中、都市活力の維持・向上を図ること、また、府民・NPO・企業など多様な主体と行政が連携・協働して、都市・地域づくりを図ることが重要であるとしております。

2点目に、グローバル化の急速な進展に伴い、地球規模での都市間競争が一層進む中、産業、歴史・文化など大阪の魅力を向上させるとともに、関西の各地域とも連携しながら、観光・ビジネスによる来訪者の増加を促すなど、活力・にぎわいを高めていくことが重要であるとしております。

3点目には、地球温暖化などによる、生態系・生活環境への影響の懸念や、ゲリラ豪雨などによる災害などが危惧されており、このため、自然環境と人間活動が調和する環境共生型の社会を目指すこと、また、災害に強いまちづくりを進めていくことが重要であるとしております。

こうした課題を踏まえ、第1章としまして、土地利用の目指すべき方向として、「土地利用の基本構想」を示しております。

その中では、まず、土地利用を進める上での前提となる考え方として、「土地利用の基本理念」を示しており、「大阪の特性・魅力を活かした土地利用」「人と自然が共生する土地利用」「民有地での公益的な利用を図るセミパブリック空間を創出するなど、多面的な価値を活かした土地利用」を図ることとしております。

加えまして、基本構想では、3つの「将来像」と、その実現に向けて取り組むべき「基本方針」を示しております。

まず、将来像「にぎわい・活力ある大阪」の実現に向けまして、基本方針を2点にまとめております。

1点目、国内外から多様な企業や、人が集まる都市の形成としましては、空港、港湾、鉄道などの広域交通ネットワークの充実、環境・新エネルギーといった次世代産業の誘致・集積の促進、歴史的資源や川などを活かしたまちづくりなどに取り組むなどとしております。

2点目、集約・連携型都市構造の強化としましては、鉄道駅勢圏のコンパクト

トシティ化を目指し、都市機能の集約化や、歩いて暮らせるまちづくりを進めること、また、地域間におきまして、その都市機能を相互に連携・活用できるよう、鉄道など公共交通ネットワークの充実を図ることなどとしております。

次に、将来像「みどり豊かで美しい大阪」の実現に向けまして、基本方針を3点にまとめております。

1点目、みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくりとしましては、先ほどご説明しました、みどりの創出とともに、新エネルギーの活用、公共交通機関の利用促進など、低炭素型の都市づくりを図ることなどとしております。

2点目、健全な生態系・水循環の構築につきましては、エコロジカル・ネットワークの形成を目指し、里山・農地・干潟などを保全すること、また、公共用水域の水質改善を図ることなどとしております。

3点目、地域資源を活かした美しい景観の形成につきましては、周辺三山系の山並み、棚田、歴史的まちなみなど、地域固有の景観の保全・形成を進めることなどとしております。

最後に、将来像「安全・安心な大阪」の実現に向けまして、基本方針を2点にまとめております。

1点目、誰もが暮らしやすい生活環境の形成につきましては、歩いて暮らせる安全な生活環境の形成や、ユニバーサルデザインに配慮した土地利用を図ることなどとしております。

2点目、災害に強い都市・地域づくりの推進としましては、地震や洪水など災害リスクの低減に向けた、耐震性・治水安全度の向上や、円滑な救援・救助に向けた、防災拠点の強化を図ることなどとしております。

また、これらの将来像の実現に向けまして、共通する取組みとしまして、多様な主体との連携・協働による地域づくりを図ることとしております。

次に、第2章としまして、「土地利用区分ごとの規模の目標」につきまして示しております。主なものを挙げますと、農地につきましては、過去10年間の減少分の2分の1である、約1,060ヘクタールの減少と予測しております。これは、市街化区域内の農地につきましては、住宅地などへの転換により減少を見込むこと、また市街化調整区域内の農地につきましては、農空間保全地域制度の活用などにより転換を抑制しますが、第二京阪道路など幹線道路沿道に



において、工場用地や商業施設用地などへ、政策的に転換することによりまして、減少を見込んでおります。

次に、森林につきましては、約1,390ヘクタールの減少と予測しております。これは、高規格幹線道路の整備や、事業計画が概ね確定しております住宅地開発などの完了に伴う減少を見込んでおります。但し、今後につきましては、鉄道駅周辺を除き、市街化調整区域における新たな住宅地開発を抑制することなどにより、農地や森林の保全を図ることとしております。

また、これらの減少に対しまして、都市公園の整備などを着実に進め、総合的には先ほどご説明いたしました、「みどりの大阪推進計画」に基づきまして、緑地面積を府域全体として4割以上確保するよう努めることとしております。

また、住宅地につきましては、過去10年間の増加分の2分の1である、約1,050ヘクタールの増加と予測しております。これは、市街化調整区域での新規開発は基本的に抑制することとしておりますが、市街化区域内の農地からの転換や、事業計画が概ね確定しています住宅地開発の完了に伴う増加を見込んでおります。また、工業用地につきましては、これまでの10年間での減少に対しまして、幾分、増加するものと予測しております。これは、既存工場などの移転・廃業などの抑制を図ることにより、工業用地の維持に努めること、また、第二京阪道路など幹線道路沿道や、ベイエリアにおけます新規の工場立地の促進を図ることによりまして、増加を見込んでおります。

最後に、第3章としまして、「目標を達成するために必要な施策の概要」につきまして示しております。

一例としまして、「にぎわい・活力ある大阪」の実現に向けましては、新名神高速道路や都市再生環状道路などの整備促進、水都大阪の魅力向上など、ミュージアム都市としての魅力づくりに取り組むこととしております。

「みどり豊かで美しい大阪」の実現に向けましては、みどりの大阪推進計画の推進や、歴史的資源を活かしたまちづくりなど、景観行政の推進に取り組むこととしております。

「安全・安心な大阪」の実現に向けましては、道路・建築物などのバリアフリー化の推進や、建築物の耐火・耐震性の向上、河川・下水道などによる治水対策の推進に取り組むこととしております。

また今回、新たにP D C Aサイクルによる計画の進捗状況の把握と、点検・評価を盛り込み、個別計画に基づく施策の推進状況や、目標面積に対する現況値の推移を毎年、点検・検証し、必要に応じ、施策の見直しをすすめることとしております。以上、簡単ではございますが、素案の概要を説明させていただきました。

## 12 「都市計画区域マスタープランの改定」について

**【会長】（岡田憲夫君）** それではもう1件、第3番目の報告案件ですが、「都市計画区域マスタープランの改定」について報告をいただきます。

**【幹事】（梶山善弘君）** 最後のご報告をさせていただきます。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの改定について、ご説明いたします。

資料といたしましては、お手元に資料8をお配りしております。

それでは、この概要につきまして、前の画面に従い、順次ご説明いたします。

「都市計画区域マスタープラン」は、先ほどご説明いたしました国土利用計画に適合させて、都市計画の決定の方針などを定めるもので、大阪府や市町村が定める都市計画や、市町村が都市計画の指針として定める市町村マスタープランは、本マスタープランに即することとされており、都市計画を定める上で、極めて重要な計画でございます。

大阪府の現在の都市計画区域マスタープランにつきましては、平成22年を目標年次として、平成16年度に都市計画区域の再編とあわせて、4つの都市計画毎に策定し、平成17年度に部分的な変更を行っております。この都市計画区域マスタープランが目標年次を迎えることや、先ほどご説明いたしました大阪府国土利用計画（第四次）においても触れておりますが、本格的な人口減少社会を迎え社会経済情勢の変化など都市を取り巻く状況が大きく変化していることも踏まえ、現在、来年度中の改定に向けて作業を進めているところです。

今回の改定にあたりましては、成熟社会に対応した都市づくりへ転換していくため、ライフサイクル・マネジメントを意識し、住宅市街地の拡大の抑制や、

都市計画施設などの見直しを進めていくことも必要と考えております。

また、「みどりの大阪推進計画」や「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」などの個別の行政計画などを都市計画区域マスタープランに反映し、法定計画にすることによって、より具体的な内容を盛り込んだ都市計画区域マスタープランに改定していきたいと考えております。

今回の改定にあたって、都市計画区域マスタープランに盛り込む7つの項目について、その概略をご説明させていただきます。

まず、区域区分いわゆる線引きについては、今後、人口減少社会となっていくため、住宅市街地の拡大の抑制を基本といたします。ただし、新たな産業の誘致やコンパクトシティの形成に資するものなどについては、特に必要なものに限り、市街化区域への編入を行うこととし、来年度、この都市計画区域マスタープランの改定と併せて、府下一斉の線引き見直しを行う予定です。

なお、一斉線引き見直しの後、第二京阪道路や大阪外環状線などの幹線道路沿道などの政策的に土地利用を誘導していく地区については、都市計画区域マスタープランに位置づけ、随時、市街化区域に編入していくことを考えております。

次に、大阪府においては、都市計画法の改正にあわせて、市街化調整区域における大規模開発や既存集落地などについて、適切な土地利用を目指して、「市街化調整区域の地区計画ガイドライン」を策定しております。この内容を都市計画区域マスタープランに反映し、適切な土地利用の誘導を図っていききたいと考えております。

次に、大阪府においては、都市計画法の改正にあわせて、周辺の人・モノの流れを大きく変える可能性がある大規模集客施設について、広域的な都市計画の観点から判断が必要な場合への対応として、「大規模集客施設の適正立地に関する運用指針」を策定しております。この内容を都市計画区域マスタープランに反映し、適正立地を図っていききたいと考えております。

次に大阪府では、事業化がなされず、長期に渡って私権制限を行っている都市計画道路について、平成15年度から18年度にかけて見直しを実施し、103路線、123キロメートルの都市計画道路を廃止いたしました。しかしながら、現在においても、大阪市及び堺市の政令市を除いた区域で、998路線、

計画延長2,038キロメートルの都市計画道路のうち、515路線、734キロメートルが未着手路線であります。このうち、約9割以上の路線が都市計画決定後30年以上経過しています。そのため、改めてこれらの長期未着手路線への対応について、考え方を整理してまいりたいと考えております。

次に、阪神・淡路大震災から15年経ちました。この震災の教訓を踏まえ、大規模地震発生時などにおける市街地大火への対応が重要と認識しております。しかし、防火・準防火の指定割合は、東京都全体で約8割に達していることに比べ、大阪府全体では3割にも満たず、大阪都市計画区域を除くと1割にも満たない区域もあるなど、府民の安全確保の観点から見て、都市計画の対応も遅れており、課題であると考えております。このため、都市計画区域マスタープランにおいて、原則として、建ぺい率60%以上の区域を対象に、準防火地域以上の指定がなされるよう都市計画決定権者である市町村に促していきたいと考えております。

次に、成熟社会においては、「住みたい」「訪れたい」と思える美しい都市景観を創出し、都市魅力を向上させることが重要と考えております。このため、地域特性を考慮して、無電柱化、みどりの空間の確保、屋外広告物の規制、建物高の規制といった景観に関する施策を総合的に実施していくことが必要であると考えて、きめ細かな景観まちづくりを行っていけるよう、全ての市町村が景観行政団体に移行することを促していきたいと思います。

次に、先ほどご説明させていただいた「みどりの大阪推進計画」については、大阪府域全体で取り組んでいく重要な計画であると考えていることから、このマスタープランに位置付け、その推進に向けて取り組んでいきたいと考えております。例えば、本計画では、市街化区域における緑被率の目標を20%と掲げていることから、市街化調整区域から新たに市街化区域に編入する区域や、新たに市街地を形成する区域などで、緑被率20%以上の確保や接道緑化などを誘導する方針を示していきたいと考えております。

以上の点も踏まえ、都市計画区域マスタープランの構成につきましては、都市計画区域の特性に応じて作成するため、内容については、都市計画区域毎に、多少異なることがありますが、資料8の5ページにあるような構成で検討しております。

最後に、改定のスケジュールですが、今年度末に原案として取りまとめ、関係機関協議や都市計画手続きを進めて、北部大阪及び東部大阪都市計画区域については、平成22年12月、南部大阪及び大阪都市計画区域については平成23年2月の都市計画審議会への付議を予定しております。説明は以上でございます。

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは、以上の3つの報告案件につきまして、何かご質問、ご意見等はございませんか。

堀田委員。

**【堀田委員】** 質問と意見を1点ずつさせていただきます。

まず、みどりの大阪推進計画ですが、緑被率を20パーセントにするという場合の緑被率というのは、樹木・樹林地と草地を含めたものとするという考え方に今度変えようとおっしゃっているのかなという気がします。従来は樹木・樹林地だけが緑被率の対象だったが、それに草地を入れると緑被率は自動的に増えますね。たまたま知事が、学校の芝生化に大変熱心だから、緑被率がどんどん進んでいきそうな気がするんです。これはどちらが良いかということよりも、言葉の使い方として、全国的にあるいは国際的にどちらの概念で言っているのか。例えばベルリンでしたら、都市の25%を緑にするとかと言っていました。その場合の緑被率とは何が対象だと。大阪だけがあれもこれもみんな入れてますと言ったら、同じ25%でも値打ちがないと違いますか。用語の使い方として緑被率をどうするのが適切なのかということが気になりましたので、これは質問させていただきます。

もう1点は、以前にも言っているんですが、国土利用計画の中で概要版の裏面、第3章「目標を達成するために必要な施策の概要」というのが右側にあります。この将来像1の中で、片方には「公共交通の利用促進施策や乗継利便性向上」、これは大事なことだなと私も思うんですけども、そのすぐ左側には「新名神高速道路や都市再生環状道路等の整備促進」、これはちょっと矛盾するんじゃないか。これから人口減少社会で、且つ公共交通の利用促進を図っていったら、新名神や都市再生環状道路はもう要らないのではないかなと思います。これはたぶん考え方が違うと思いますね。お答えは要りません、私の意見として申し上げておきます。ぜひ、この意見を反映した計画にしていきたいなと

要望しておきます。

【会長】（岡田憲夫君） 1点のご質問だったんですか。では、お願いします。

【幹事】（池田一郎君） それでは、堀田委員の緑被率の定義についてご説明させていただきます。緑被率の明確な法的な定義というものはございません。先ほど、みどりの大阪推進計画の中でも説明させていただきましたように、この計画は市町村が定める緑の基本計画の指針ということにしております。市町村が定める緑の基本計画につきましても、都市緑地法という法律に基づきまして、市町村が定めることができるということで、全国的にかなり多くの市町村がこういう計画を定めております。その中で市町村ごとに緑被率という定義がされているところ、また緑地率とか、自然面率とか、いろんな定義がされておりました、その対象もいろいろでございます。多くの場合使われているのは、樹林・樹木、草地、水面や農地などで、かなり幅広く緑の面積をカウントする対象としているところが多いです。そういった意味で、大阪府の場合は、一番主要な樹林・樹木だけにしておりましたが、今後ヒートアイランド現象への対応などで、屋上緑化や先ほどご紹介いただいた校庭の芝生化も含めて、草地の普及ということにも取り組んでいく必要があるということで、草地を足した緑被率ということにしております。全国に比べましてかなり対象範囲を絞った、緑に限定した、そういった指標であるのご理解いただきたいと思います。以上でございます。

【会長】（岡田憲夫君） それでは、次に品川委員。

【品川委員】 質問というより、意見と各有識者の先生方の考え方を聞かせていただけたらありがたいなと思っているんですが、大阪の生駒山系を、議会の提案も含めて知事が花屏風構想を描いて、15年で1万本という目標を立ててやっていただけてますが、以前から大阪の街は色気ない街になってきたなと思っています。緑ということに異論は別になんていいたくないんですが、大阪で、温暖化であったりヒートアイランド現象であったり様々な問題も含めて、緑というのを推進していくのは大いに結構だし、異論もないんですが、そこに彩りというものを持たら持たせていただきたいし、持つような街にしてもらいたいなと思っています。そのために地域のアドプトロードとかいろんなことを踏まえて、府民と一緒に緑というものを守っていこうという運動も続けてい

るわけです。このへんについて、これから今の計画を進めていく中でも、彩りという観点もできたらもっと取り入れて、大阪をもっともっと色気のある街にしてもらいたいなと思ってます。何か先生方にご意見があれば良いですし、無ければ結構ですので、お願いしたいと思います。

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは増田委員、よろしくお願いします。

**【増田委員】** 緑地計画を専門にしておりますので、少し私の考えというのをお話ししたいと思います。周辺三山系において、もともと江戸期は物見遊山というレクリエーションがあって、物見というのはもともと社寺境内でやっている見せ物小屋とかそういうやつですね。遊山というのは前山・里山というところで花見をしたというもので、この花見も、花見と紅葉を楽しんだということなんです。里山の中にはコバノミツバツツジであるとか、モチツツジというような花が咲く、あるいは山桜・里桜というのが咲くということですね。それで秋には紅葉する。もともと紅葉というのは、植物学でいうモミジではなくて、紅葉する植物を全般的にモミジと呼んだ。そしてそのようにして楽しんできた。里山には2,000年以上の歴史がございますので、そういう形で山の彩りをもって展開していくというのは、みどりの推進計画の中でも謳われていますし、おっしゃるとおり必要なことではないかなと思っております。

もう1点、街中での緑化という話の中で、府民の方々が直接関わっていくのに関しては、どちらかというと樹木というよりもむしろ花で関わっていくということから、きちんと花壇整備をされたりしているわけですね。そのときに、特に気になるのは、花壇ばかりでやると手間ばかりかかってコストもかかりますので、やはりベースになる樹林・樹木の緑がきちんとできている中に、足元に花が入っていくような展開をしていただくと、大阪の街の良さが出ていくのではないかと思います。全部花壇にしようと思うとコストもかかりますし。

**【品川委員】** 花壇ではないです、花木です。

**【増田委員】** そうですね、花木も必要だと思っております。だから、きちんとした緑をベースにして、そこに今言ったような、里山であったようなツツジ類なり山桜なりが入っていく、あるいは街中でも少しきっちりとした緑のある中に花卉類が入っていったり、花木類が入っていくというような戦略が望ま

しいのではないか。おっしゃるとおりだと思っております。

【会長】（岡田憲夫君） ありがとうございます。その他。

【大阪市長代理】 すみません、都市計画区域のマスタープランについて意見といいますか、要請を申し上げておきたいと思います。資料5-5の冒頭、構成のところにも記載をされておりますし、説明でも触れられましたけれども、マスタープランの作成に当たって、都市計画区域毎の特性に応じて作成するといったことですが、我々はそういった視点が非常に重要であると考えております。実際の策定に当たりましては、そういった視点から地元の自治体と十分調整を図っていただきたい、また都市計画審議会の議論も十分踏まえていただきたいと考える次第でございます。よろしく願いいたします。

【会長】（岡田憲夫君） ありがとうございます。その他、何かご質問はございませんでしょうか。

【木ノ本委員】 大阪府市議会議長会の会長を務めております、河内長野市の木ノ本でございます。みどりの大阪推進計画ということで、これは緑でございますが、総称したら綺麗なまちづくりかなと思います。ちょっと緑とは関係ないかも分かりませんが、実は4、5年前から違法広告物が全般的にずいぶん少なくなったと思います。これは、府内各市で違法広告物追放登録員制度というのをほとんどの市に導入していただいているからだと思います。しかしながら、未だにいろんな形で、住宅街まで変なアダルト的な、またたちの悪い不動産広告、あるいは高利貸しの広告がまだまだあり、市民、府民の皆さんの協力の中でも、撲滅までには至っていない。せっかくの綺麗なまちづくり、いわゆる緑のまちづくりの計画の中で、その一端として、総合的にそういうことも含めた取り組みを府にお願いしたいと思います。これはあくまで意見として、よろしく願いします。

【会長】（岡田憲夫君） ありがとうございます。総合的な取り組みというのが必要だということかと思えます。今おっしゃったのは、広い意味での修景とか景観の問題とも関わることだと思います。

増田委員、どうぞ。

【増田委員】 これは国土利用計画に関わってくるんだらうと思うんですが、これから人口減少社会の中で都市の縮退ということも考えていく一方で、大阪



の緑を支えているのは、公園緑地という都市施設を造ってきたということがございます。また一方では林地ですね、林業が支えてきたということもございすし、農業が支えてきたというところもあり、これから自然との共生型の都市であるとか環境低負荷型の都市を考えていくときに、森林をどう扱っていくのか、あるいは農業というのをどう都市の中で位置づけていくのかというのは非常に大きな課題だろうと思います。今もございましたように、たぶん総合的施策の流用性というのがないと、林業にしる農業にしる、持続できないと思いますので、国土利用計画のレベルで農業・林業に対して総合的に取り組んでいくということも、今後の都市を考える上で非常に重要な視点ですので、ぜひ総合的展開をしていただきたいということで、意見を述べさせていただきます。

**【会長】（岡田憲夫君）** ありがとうございます。今日、大阪府国土利用計画（第四次）の素案の報告がありましたし、今の都市計画区域マスタープランにも書いていますので、その間のある種の多様性・整合性をどうしていくかということを含めて、工夫をしていただきたいというご指摘かと思えます。

**【木ノ本委員】** 河内長野市の木ノ本でございます。今、増田先生が非常に良いことをおっしゃっていただきましたが、それに関わりまして、本来、先ほどの違法広告もそうですけれども、私どもの河内長野市は街の7割以上が山林でございます。緑を保持するというのは非常に大事なことでありますが、今、増田先生もおっしゃっていただいたように、森林資源が非常に荒れ果てています。農地も山間部も非常に荒れ果てています。放置状態のところもかなりあります。それと、経済的にも採算が取れません。そういう中で、今、アドプトフォレストというような仕組み、取り組みをしていただいておりますが、まだまだ緒に就いたところであります。そういうことも含めて、空き農家・空き農地・荒廃した山林、そういうものを都市と田舎でうまく、それぞれにマッチできるよう、何か公的な機関が介在して活用できるような仕組み、これがこれから大変重要かと思っております。そういう取り組みも併せて、都市には緑が足りませんけれども、山間部は緑に埋もれてしまって、結果的には里山も全部潰れてしまっているという現状です。これは外から見ておりますと、森を見て木を見ず、木を見て森を見ずという形になっております。緑は必要でありますけれども、どうぞその懐へ立ち入って、またよろしくお願ひしたいと思います。そう

いう意識を高めていただけたら幸いです。よろしくお願いいたします。

**【会長】（岡田憲夫君）** ありがとうございます。都市計画の枠の中でできることと、その周辺、包括的にどのようにするのか、いろんな工夫が必要だということかと思います。

そろそろ時間がきておりますが、もし何か、ご議論いただくことがあればお受けしますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは、非常に貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。ここでいただきましたご意見・アドバイス等は、現在、作業の進んでいるものを含めて、より良いものにしていくために、ぜひ活かしていただきたいと思います。

それでは、これもちまして、平成21年度第2回大阪府都市計画審議会を閉会させていただきます。委員の皆様方には、議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

午前3時30分閉会